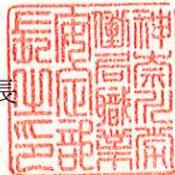


神労安発 0131 第 1 号
令和 6 年 1 月 31 日

神奈川県経営者協会会長 殿

神奈川労働局職業安定部長



令和 6 年能登半島地震に係る雇用調整助成金の特例措置の周知依頼について

職業安定行政の運営については、平素から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、雇用調整助成金により休業手当、賃金等の一部を助成しています。

今般、令和 6 年能登半島地震に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業所の事業主であって、対象期間の初日が令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までにあるものについて、雇用調整助成金の特例措置を講じることといたしました。

つきましては、事業主に対して周知徹底を図るため、別添のとおりリーフレットを作成し、厚生労働省ホームページに掲載しましたので、貴団体におかれでは、傘下の関係機関等へ周知・情報提供のご協力をお願い申し上げます。

(事務担当)

職業安定部職業対策課雇用開発第三係

所在地：〒231-0015 神奈川県横浜市中区尾上町

5-77-2 大和地所馬車道ビル 5 階

電話番号：045-277-8815